

社会福祉法人みのり 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年 4月 1日～ 令和9年 3月31日までの 5年間

2. 内容

<目標>

目標1：全職員の平均残業時間数を月20時間以内とする。

<取組内容・実施時期>

取組内容：組織のトップからの長時間労働是正に関する強いメッセージの発信を行う

(令和4年4月より毎年度) 部門ごとに管理を行い、ノー残業デーの周知・実施

取組内容：チーム内の業務状況の情報共有や上司による業務の優先順位付けや業務分担の見直し等のマネジメントの徹底に努める

(令和4年4月より毎年度) 所定労働時間の現状把握、原因分析を行い、同一業務で不均衡がある場合は是正するように努める